

学校いじめ防止基本方針

豊中市立野畑小学校

令和8年(2026年)4月

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえのない存在であり、権利の主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければならない。特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることが大切にされなければならない。

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「人権尊重を基盤とし、創造性豊かで、積極的に行動する子どもの育成」を学校経営目標にかけ、その具現化のために人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

法第2条には、「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義する。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や塾やスポーツクラブ等、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係をさす。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

【留意点と具体例】

いじめには多様な態様がある。いじめられていても、本人がそれを否定する場合も多々ある。したがって、いじめに該当するか否かを判断するに当たっては、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立って、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察する

などして確認する必要がある、「心身の苦痛を感じているもの」といったところにとどまらずに、要件を限定して解釈することのないよう努めなければならない。

【具体的ないじめの態様】

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべき場合がある。また、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらは、被害者の心情や状況等に配慮したうえで、早期に警察・保護者と連携した対応を取る必要がある。

3 いじめ防止のための組織

(1) いじめ不登校対策委員会（コア会議）

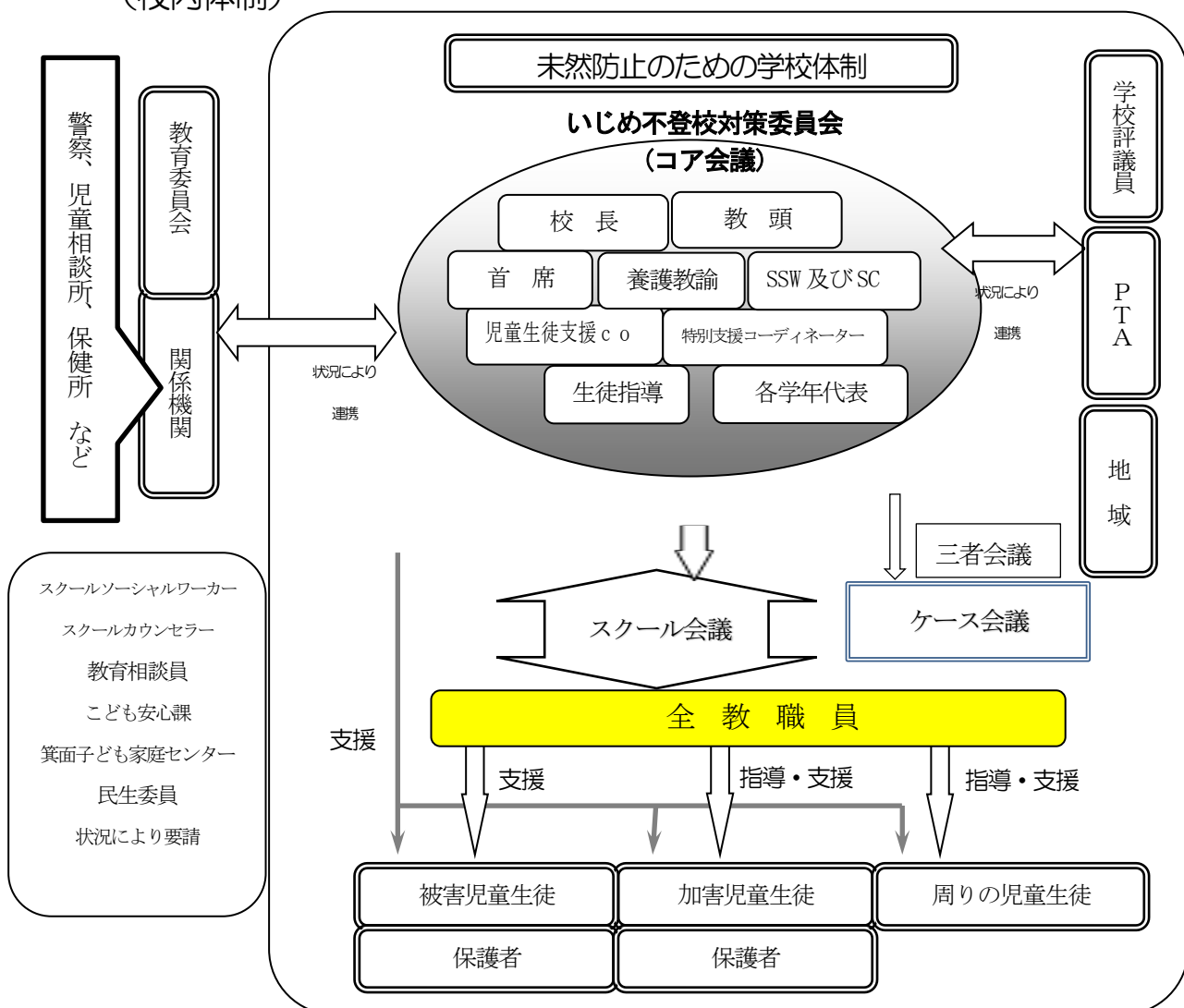
(2) 構成員

校長，教頭，首席，児童生徒支援c o，養護教諭，特別支援コーディネーター，生徒指導
 ※必要に応じてSC，SSW，SL，各学年代表，主任児童委員等

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

(校内体制)



4 年間計画

5 取組状況の把握と検証（PDCA）

スクール会議を月1回もち、子どもの現状の把握に努める。

また、いじめ不登校対策委員会は、検討会議を開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか検証する。必要に応じてケース会議を招集する。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重を基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なカリキュラムを作成し、実践していく。そして、その取組の中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていく。

2 いじめの防止のための措置

- (1) 日ごろから、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知し、教職員全員の共通理解を図る。

また、児童に対しては、全校朝会や学級活動などで校長や教職員がいじめの問題について触れる機会を持ち「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気为学校全体に醸成していく。

- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることがひつようである。そのために、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、体験を重視した活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。そのために「ソーシャルスキル・トレーニング」などにも取り組む。

- (3) いじめが生まれる背景と指導上の注意としては、いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが考えられる。一人ひとりを大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めていくとともに学級や学年等の人間関係を把握して一人ひとりが活躍できる集団づくりに努める。授業を担当する教職員が積極的に公開授業を行い、お互いの授業を参観し合う機会をつくる。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

また、障害のある児童や、海外から帰国した児童や外国籍の児童、性同一性障害や性的志向・性自認にかかる児童、東日本大震災による被災児童など、特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者と連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組として、ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童が認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を提供することで、児童の自己有用感が高められるよう努める。また、学級集団づくりの中で自己肯定感を育む取組を行う。学校だけでなく家庭や地域の中でも自己有用感や自己肯定感を育つ部分が大きいと考えられることから家庭・地域への協力を求める。
- (5) 児童自らがいじめについて学び、取組む方法として、児童会活動として児童へいじめ防止を呼びかける、きょうだい学級遊びなど、児童が主体的に考える機会を設ける。
- 教職員は、すべての児童がその意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかをチェックするとともに、陰で支える役割に徹するよう心がける。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えたりすることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えられない、訴えることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

また、教職員が気づいたことは、すぐさま学年で共有し、管理職へ報告・相談をする。その際事案内容により、スクール会議や職員会議を通し、情報を全教職員で共有し、学校としての対応等を検討していく。なお、早期発見のために、日頃から開かれた学校作りの中で、保護者・地域・学校が情報を共有できる土壌作りをする。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、生活アンケートを毎学期行い、一人ひとりの児童の変化を把握し、必要に応じて担当が個別に聞き取る。事案によってはスクール会議で報告し、状況に応じて、ケース会議で検討する。教職員一人ひとりがアンテナを広げ、日常的には、休み時間の児童の様子、日記など様々な情報からいじめの芽を把握していく。
- (2) いじめの早期発見は学校だけでなく保護者・地域の方との連携が不可欠である。校外で児童を見守ってくださっている保護者や地域の方から得た情報は、教職員で共有する。
- (3) 児童やその保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、SSWやSC、教育相談（臨床心理士）等を活用を図る。また、関係機関（警察、児童相談所、保健所 など）の電話相談などを保護者に対して周知する。
- (4) 学校だより・PTA総会・学校のホームページ等により、相談体制を広く周知する。
- (5) 教育相談などで得た児童の個人情報については、主体である児童とその保護者の了解のもとその運用を図る。
- (6) 日常的に児童の行動の様子を把握し、学期毎の生活アンケートや児童の欠席日数などで検証し、スクール会議で情報の共有化をはかる。

第4章 いじめへの対処について

1 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じ、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な児童や保護者への対応については、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、関係機関(警察、児童相談所、保健所 など)とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

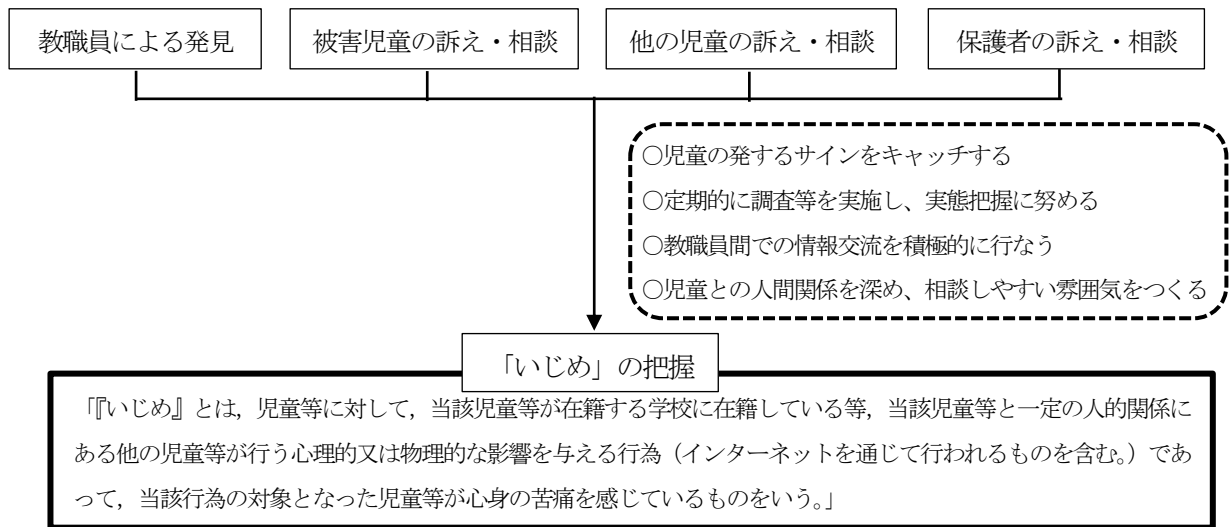
- (1) いじめの発見、通報を受けた場合は、一人で抱え込まず、速やかに対策組織に報告し、他の教員とともに情報共有するとともに、速やかに関係児童生徒から丁寧に事情を聴き取るなどして、事実確認を行い、いじめの有無の確認を行う。いじめ(あるいはいじめの可能性)が確認された場合は、いじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全確保を最優先する。
- (2) 事実確認の結果は、速やかに関係児童生徒の保護者に連絡するとともに、法23条に則り市教育委員会児童生徒課生徒指導係へ報告する。特に、いじめられた児童生徒の保護者へは、家庭訪問などにより迅速に丁寧に事実確認を伝える。
- (3) 学校は、いじめられた児童生徒の親しい友人や家族などと連携し、その児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。また、学校生活における安心、安全を最優先に確保するために、複数の教員による見守り体制をつくる。当該児童生徒が落ち着いて教育を受けられるために、必要に応じてスクールカウンセラーや臨床心理士等の専門家の協力を得る。
- (4) いじめの解消については、いじめにかかる行為が3か月以上にわたり止んでいることと、被害児童が心身の苦痛を感じていないことを、本人あるいは保護者との面談によって確認する。
- (5) いじめた児童生徒の保護者へは、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携してその後の対応を行う。
- (6) いじめた児童生徒への指導では、教員として、いじめは絶対に許されない行為であることを毅然とした姿勢で示し、いじめをやめさせ、その再発防止の措置をとる。いじめた児童生徒が自己と向き合い、自分の行為の重大さを認識し、心から悔いる気持ちに至るよう粘り強い説諭や対話を行う。なお、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも留意し、当該児童生徒の健全な心の発達に配慮する。また、その指導において、十分な効果があげることが困難な場合や、いじめの行為が犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、警察機関及び福祉関係機関等との連携により対処する。

- (6) いじめが起きた集団に対しての指導では、学級または学年全体の話し合いを通して、見て見ぬふりをしていたり、面白がったり、はやしたてたりして見ていたことも、いじめられた児童生徒にとっては、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- (7) 携帯電話やスマートフォンの所持率の増加により、不適切な書き込みによる被害が拡大している。不適切な書き込みを発見した場合等は、直ちに適切な措置をとる。また、不適切な書き込みをした児童生徒へは、その行為がいじめであるばかりではなく、名誉毀損やプライバシー侵害につながる恐れが強い重大な犯罪であることを毅然と指導する。また、学校における情報モラル教育を進める。
- (8) いじめへの対処の取り組みが成果をあげているかどうかについて、PDCAサイクルに基づき、対策組織が中心になり点検を行う。

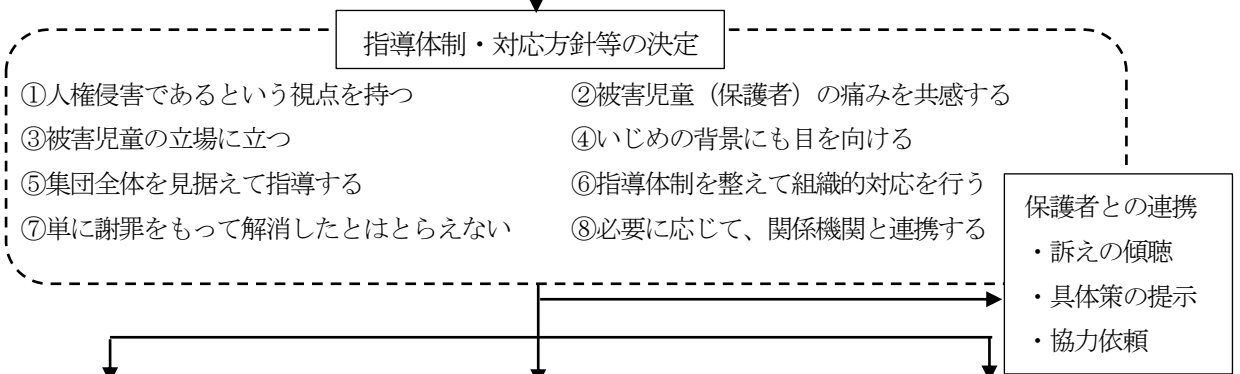
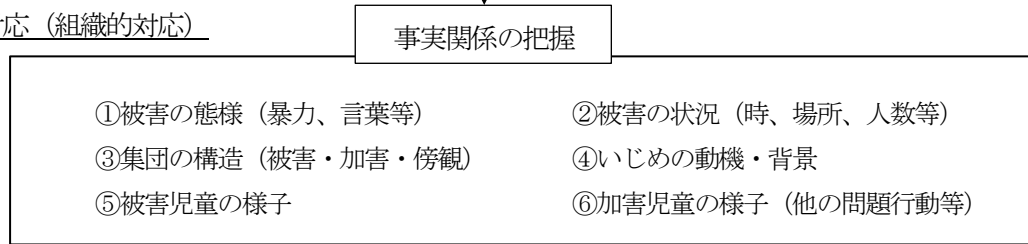
第5章 いじめ対応フローチャート

(以下の『関係機関』とは警察、児童相談所、保健所などの事を指す)

早期発見

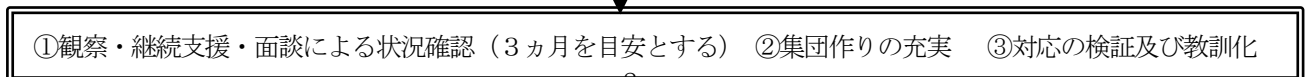


緊急対応（組織的対応）



被害児童への支援・援助	加害児童への指導	まわりの児童への指導
<ul style="list-style-type: none"> ・心理的事実を受け止める ・具体的支援策を示し、安心させる ・良い点を認め励まし、自信を与える ・人間関係の確立、拡大をめざす 	<ul style="list-style-type: none"> ・事実関係、背景、理由等の確認 ・不満、不安等の訴えを十分に聴く ・被害児童の痛みにつづかせる ・課題を克服するための援助を行う ・学級への所属感を高める 	<ul style="list-style-type: none"> ・グループへの指導 ・学級全体への指導
保護者への連絡・報告		

中長期的対応



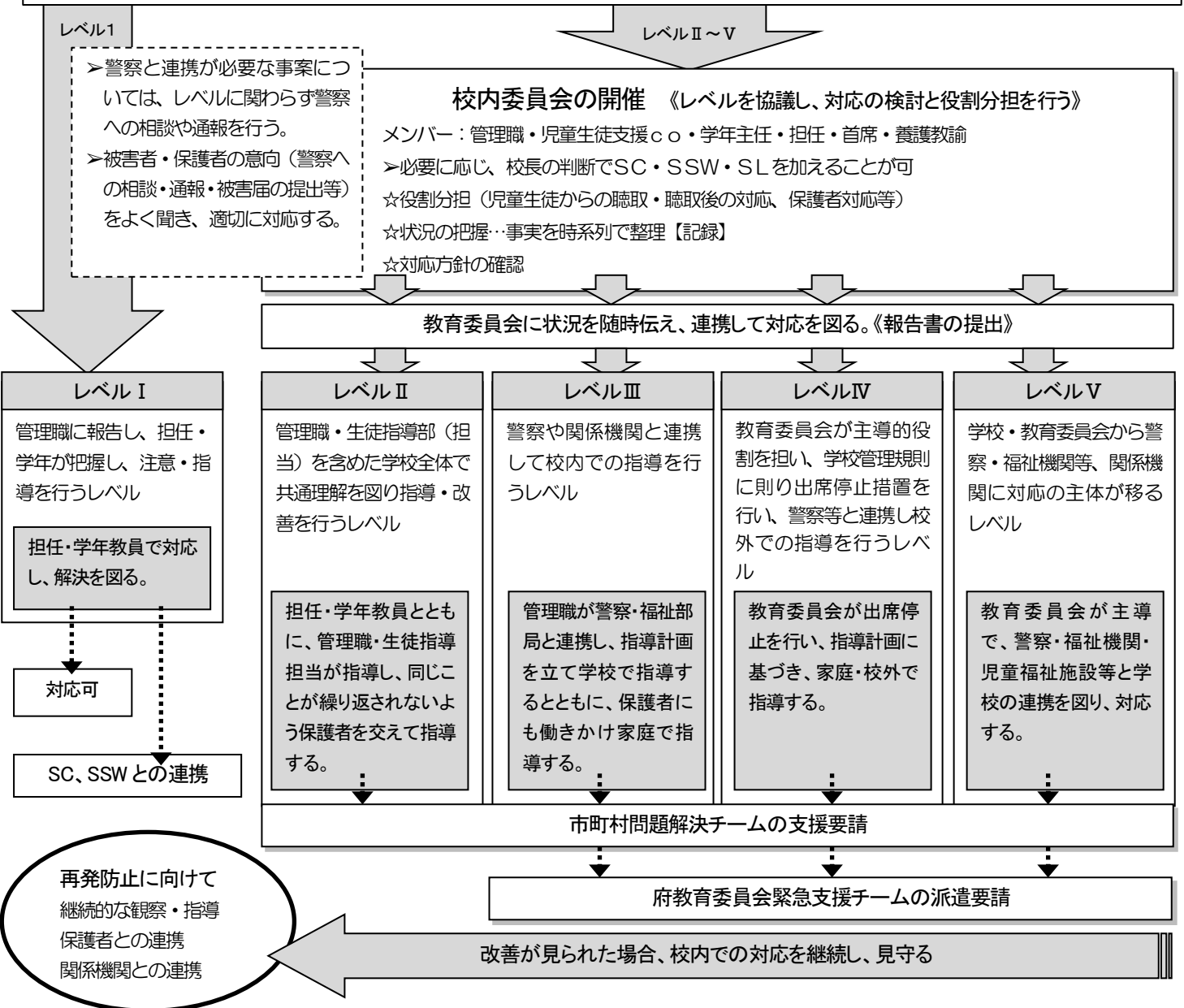
5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート

ねらい

■児童生徒の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベルⅠ～Ⅴの5段階に分けて例示した。レベルごとに分けて対処する意義は以下の4点であり、それは、加害者・被害者の保護、および教員の保護にもつながるものである。

- ①加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。
- ②問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
- ③教員が適切な指導が行えない状態を避ける。
- ④レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、関係機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。

■問題行動の重篤度に応じた学校の対応について、あらかじめ児童生徒・保護者等にチャートやレベルの例を示し理解・協力を求めることが重要である。



留意事項

- 対応は、教育委員会への報告・相談を大切にし、レベルⅠ・Ⅱでも警察と必要に応じて連携を図ることが考えられる。
- レベルⅠ～Ⅲは学校主体の対応だが、校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。
- いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応する。
- 児童生徒間暴力・対教師暴力等は、上記チャートに従いレベルⅢ以上に位置付け、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。